

「ちばSSKプロジェクトシンボルマーク」の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ちばSSKプロジェクトシンボルマーク」(以下「シンボルマーク」という。)を、パンフレット、リーフレット、ポスター、チラシ、広報・PR・啓発用グッズなどの印刷物及びデジタルコンテンツ等(以下、「印刷物等」という。)に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(シンボルマークの形式)

第2条 シンボルマークの形式は、別記第1号様式のとおりとする。

(著作権)

第3条 シンボルマークの著作権は千葉県に属する。

(シンボルマークの使用)

第4条 シンボルマークは、「ちばSSKプロジェクト」を推進する目的で作成したものであり、使用者は目的に沿って使用するものとする。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するとき、シンボルマークの使用を申し込むことができる。

(1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体(法人格を有しないものを含む。)が公益的な活動のために使用する時。

(2) 使用する主体と県又は県内市町村との間で高齢者福祉政策の目的を達成するために連携協力の関係が明確であると知事が認める時。

(3) その他高齢者福祉の観点から使用が適当であると知事が認める時。

3 シンボルマークは、シンボルマーク及びこれを使用する印刷物の内容が、以下の各号の条件に適合する場合に限り、使用できるものとする。

(1) 別記第1号様式に定められた形状及び色彩で使用すること。

(2) シンボルマークの上に他の図形や文字を重ねて使用しないこと。

(3) シンボルマークを記載する印刷物等に係る内容について千葉県が保障していると誤解させるような表記その他の使用形態をとっていないこと。

(4) 特定の政治活動又は宗教活動に関するものでないこと。

(5) 公序良俗に反するものでないこと。

(6) 千葉県の印象を損ねるものでないこと。

(7) その他シンボルマーク作成の目的を損なうおそれがないと認められること。

4 シンボルマークの使用は、シンボルマーク作成の目的に鑑み、原則として無償とする。

(使用の申込み)

第5条 シンボルマークを印刷物等に使用しようとする者は、第2号様式に定める使用申込書に必要事項を明記し、千葉県に申込みものとする。ただし、国及び地方公共団体が使用するとき又は新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用しようとするときは、この限りではない。

2 前項の申込みの内容が前条第2項及び第3項各号の条件を満たすと判断される場合、千葉県は当該申込みを承諾するものとし、シンボルマークの使用の承認を受けた者（以下「シンボルマーク使用者」という。）に対し、第3号様式に定める使用承諾書を交付し、併せてシンボルマークの印刷用のデータを交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 シンボルマーク使用者は、シンボルマークを使用申込書に記載した内容に従って使用しなければならない。

2 使用承諾書に条件が付されている場合は、これに従わなければならない。

(使用の承諾の取り消し)

第7条 シンボルマーク使用者が、前条各号の規定を遵守していないと認められる場合、千葉県はシンボルマーク使用の承諾を取り消すことができる。

2 前項により承諾を取り消した場合、千葉県は速やかに文書によりその旨をシンボルマーク使用者に通知するとともに、千葉県ホームページへの掲載その他適当な方法により一般に明らかにするものとする。

3 シンボルマーク使用者は、第1項に基づく取り消しをした日以降、印刷物等を使用してはならない。

4 千葉県は、第1項に基づく取り消しによって生じる一切の費用及び損害を負担しない。

(費用負担)

第8条 シンボルマークの使用に伴って発生する一切の費用並びにシンボルマークを使用した印刷物等の利用に伴って発生する一切の費用及び損害は、シンボルマーク使用者が負担する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年3月10日から施行する。

別記

第1号様式 ちばSSKプロジェクトシンボルマーク



- 1 デザイン及び色調は、使用にあたって千葉県が交付する印刷用データによるものとする。
- 2 原則として印刷用データどおりの多色印刷により使用するものとする。単色による使用を希望する場合は、その旨を申込書に記載すること。

第2号様式

「ちばSSKプロジェクトシンボルマーク」使用申込書

年 月 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

(使用者の所在地及び名称)

「ちばSSKプロジェクトシンボルマーク」の使用を、以下のとおり申込みます。

使用者の名称	
使用者の所在地	
使用の目的	
使用する印刷物等の内容	
作成する作成部数又は個数	
使用期間	平成 年 月 日()～平成 年 月 日()
概ねのデザイン案(別添可)	
特記事項	
担当者の連絡先及び氏名	

第3号様式

「ちばSSKプロジェクトシンボルマーク」使用承諾書

年 月 日

(使用者の所在地及び名称) 様

千葉県知事 鈴木栄治

平成 年 月 日で申込みのあった「ちばSSKプロジェクトシンボルマーク」の使用申込みについては、次のとおり承認します。

使用者の名称	
使用者の所在地	
使用の目的	
使用する印刷物等の内容	
作成する作成部数又は個数	
使用期間	平成 年 月 日()～平成 年 月 日()
概ねのデザイン案	
特記事項 (使用にあたっての条件)	

【シンボルマークの使用に当たって】

- 1 シンボルマークは、「ちばSSKプロジェクト」を推進する目的で千葉県が作成したものです。シンボルマークの使用に当たっては、この目的を十分ご理解のうえ、その趣旨に沿って利用してください。
- 2 シンボルマークの使用に当たっては、定められた形式及び色彩で使用してください。また、シンボルマークの上に他の図形や文字を重ねて使用しないでください。
- 3 使用承認に際して、条件が付された場合は、これを誠実に遵守してください。
- 4 シンボルマークは、あくまで「ちばSSKプロジェクト」を推進することを目的とするものであり、シンボルマークを使用する印刷物等の内容等を千葉県が保障するものではありません。したがって、印刷物等の表記に際しては、このような誤解を招かないように十分注意してください。
- 5 シンボルマークの使用に際して、上記の諸事項を遵守していないと認められる場合には、使用承認を取り消すことがあります。使用を取り消された場合には、以後のシンボルマークの使用はできません。また、使用を取り消した場合には、あなたに通知するとともに、その旨千葉県のホームページ (<http://www.pref.chiba.lg.jp/>) に掲載するなどして一般にお知らせすることがあります。
なお、使用承認の取消しに伴う損害が生じた場合でも、千葉県は賠償いたしません。
- 6 シンボルマークの使用に際して、千葉県はその費用を負担することはありません。シンボルマークを掲載した印刷物等の利用に伴って発生する費用についても、同様です。